

告 示

埼玉県教委告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立神川げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年一月五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東急コミュニティー

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで